

2020年5月26日

株 主 各 位

第75回定時株主総会招集ご通知に際しての イ ン タ ー ネ ッ ト 開 示 事 項

事業報告

「会社の新株予約権等に関する事項」…………… 1 頁

「業務の適正を確保するための体制

および当該体制の運用状況の概要」…………… 3 頁

連結計算書類

「連結持分変動計算書」…………… 10頁

「連結注記表」…………… 11頁

計算書類

「株主資本等変動計算書」…………… 19頁

「個別注記表」…………… 20頁

JSR株式会社

上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ
(<https://www.jsr.co.jp/ir/library/shareholder.html>)
に掲載しておりますので、法令および当社定款第15条の定めに基づき、
「第75回定時株主総会招集ご通知」には記載しておりません。

会社の新株予約権等に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

区 分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類および数	権利行使時の 1株当たりの払込金額	権利行使期間	保有する者 の数
取締役	JSR株式会社 2005年度新株予約権 (2005年6月17日)	37個	普通株式 3,700株	1円	2005年6月18日～ 2025年6月17日	2名
	JSR株式会社 2006年度新株予約権 (取締役用) (2006年8月1日)	23個	普通株式 2,300株	1円	2006年8月2日～ 2026年6月16日	1名
	JSR株式会社 2006年度新株予約権 (執行役員用) (2006年8月1日)	8個	普通株式 800株	1円	2006年8月2日～ 2026年6月16日	1名
	JSR株式会社 2007年度新株予約権 (2007年7月10日)	46個	普通株式 4,600株	1円	2007年7月11日～ 2027年7月10日	2名
	JSR株式会社 2008年度新株予約権 (2008年7月15日)	96個	普通株式 9,600株	1円	2008年7月16日～ 2028年7月15日	3名
	JSR株式会社 2009年度新株予約権 (2009年7月14日)	167個	普通株式 16,700株	1円	2009年7月15日～ 2029年7月14日	3名
	JSR株式会社 2010年度新株予約権 (2010年7月13日)	175個	普通株式 17,500株	1円	2010年7月14日～ 2030年7月13日	3名
	JSR株式会社 2011年度新株予約権 (2011年7月12日)	219個	普通株式 21,900株	1円	2011年7月13日～ 2031年7月12日	4名
	JSR株式会社 2012年度新株予約権 (2012年7月10日)	265個	普通株式 26,500株	1円	2012年7月11日～ 2032年7月10日	4名
	JSR株式会社 2013年度新株予約権 (2013年7月16日)	42個	普通株式 4,200株	1円	2013年7月17日～ 2033年7月16日	2名
	JSR株式会社 2014年度新株予約権 (2014年7月30日)	52個	普通株式 5,200株	1円	2014年7月31日～ 2034年7月30日	2名
	JSR株式会社 2015年度新株予約権 (2015年7月28日)	20個	普通株式 2,000株	1円	2015年7月29日～ 2020年7月28日	1名
	JSR株式会社 2016年度新株予約権 (2016年7月27日)	70個	普通株式 7,000株	1円	2016年7月28日～ 2021年7月27日	2名

区 分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式 の種類および数	権利行使時の 1株当たりの払込金額	権利行使期間	保有する者 の数
監査役	JSR株式会社 2010年度新株予約権 (2010年7月13日)	34個	普通株式 3,400株	1円	2010年7月14日～ 2030年7月13日	1名
	JSR株式会社 2011年度新株予約権 (2011年7月12日)	33個	普通株式 3,300株	1円	2011年7月13日～ 2031年7月12日	1名
	JSR株式会社 2012年度新株予約権 (2012年7月10日)	39個	普通株式 3,900株	1円	2012年7月11日～ 2032年7月10日	1名

(注) 1. 当社は職務執行の対価として監査役および社外取締役の新株予約権を割り当てておりません。
2. 監査役が保有する新株予約権は、当該監査役が執行役員在任中に割り当てを受けたものです。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

当社では、2017年6月16日開催の第72回定時株主総会における決議に基づき、2017年7月から、社外取締役でない当社取締役および執行役員に対して、株式報酬型ストックオプションに代えて譲渡制限付株式を付与しているため、新株予約権の割り当てを行っておりません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関し、「内部統制システム構築の基本方針」を以下の通り決議しております。

(1) 業務運営の基本方針

当社グループ（当社を会社法上の親会社とする企業集団をいう。）では、以下の企業理念、経営方針を経営の拠り所とする。

【企業理念】

Materials Innovation

マテリアルを通じて価値を創造し、
人間社会（人・社会・環境）に貢献します。

【経営方針】

○変わらぬ経営の軸

絶え間ない事業創造 企業風土の進化
企業価値の増大

○ステークホルダーへの責任

顧客・取引先への責任 従業員への責任
社会への責任 株主への責任

(2) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 会社から独立した立場の社外取締役を含む当社の取締役会が、取締役会規程その他関連規程に基づき、当社の経営上の重要事項および当社グループの経営上の基本的事項について意思決定を行うとともに、当社の取締役および執行役員（役付執行役員および上席執行役員を含む。）の職務の執行を監督する。グループ企業（当社グループに属する当社以外の企業をいう。）の取締役および使用人の職務執行については、「JSRグループ経営推進要綱」に定める各グループ企業の担当執行役員が監督する。
- ② 企業倫理委員会、レスポンシブル・ケア推進委員会、リスク管理委員会および社会貢献委員会の4つの委員会からなる「CSR会議」を設置し、CSR（Corporate Social Responsibility）担当執行役員が議長となって、コンプライアンスを含めた当社グループのCSRの確保・推進について指導・監督にあたる。
- ③ 当社グループの取締役および使用人の行動規範として「JSRグループ企業倫理要綱」を定め、企業倫理委員会のもと、継続的な教育や啓発活動を行い、当社グループの取締役および使用人への定着と徹底を図る。なお、「JSRグループ企業倫理要綱」には罰則規定を設け実効性を担保している。
- ④ 金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備し、その適切な運用・管理を行う。
- ⑤ 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当社グループの内部統制システムの実効性を監査する。

- ⑥ 相談・通報体制を設け、当社グループの取締役および使用人等が、それぞれの社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、また行われようとしていることに気づいたときは、それぞれのもしくは当社の企業倫理委員会または弁護士等の社外ホットライン窓口に通報（匿名も可）する体制をとる。社外ホットライン窓口への通報は、常勤監査役にも同報され、経営陣からの独立性を確保する。当社グループの取引先の相談・通報窓口として、取引先ホットライン窓口を設置する。いずれの場合も、通報者に不利益がないことを確保する。
- ⑦ 反社会的勢力との関係については取引関係を含め一切遮断することを当社グループの基本方針とし、反社会的勢力からの要求に対しては警察等外部専門機関とも連携し、当社またはグループ企業それぞれの経営トップ以下組織全体で毅然とした態度で断固拒否する。

(3) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社においては、
 - 1) 定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議と決議ならびに取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行う。また、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、CEO、社長、役付執行役員、CEOまたは社長が指名する上席執行役員または執行役員ならびに常勤監査役により構成される経営会議を原則として毎週1回開催し、当社グループの経営の基本政策、経営方針、経営計画にかかわる事項ならびに各部門の重要な執行案件について、審議および方向付けを行い、または報告を受ける。経営会議における審議事項のうち、重要な案件については取締役会に上程し、それ以外のものについては経営会議の審議を経てCEOまたは社長が決定する。さらに、CEO、社長、会長および役付執行役員により構成される経営課題会議を原則として毎月2回開催し、当社グループの経営の基本政策および経営方針にかかわる事項ならびに個別案件の背景にある基本方針、事業戦略の変更について、前広な議論あるいは情報・課題認識共有により方向性の討議を行い、取締役会、経営会議の審議に反映させる。
 - 2) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化するため執行役員制度を導入している。CEO、社長および全執行役員により構成される役員会議を開催し、経営の状況および課題の周知徹底を図る。
 - 3) 当社およびグループ企業各社において決裁権限規程を定め、その重要性に応じた意思決定の機関と方法を定め、適切かつ効率的な業務執行を行う。
 - 4) 「JSRグループ経営推進要綱」を定め、グループ企業の運営を行う。各グループ企業の担当執行役員が、担当するグループ企業の経営に関する管理・監督および助言を行い、安全統括部門、環境推進部門、経理部門、財務部門、総務部門、法務部門、CSR部門等の当社の管理部門がグループ企業への支援体制をとる。
- ② グループ企業においては、
 - 1) 取締役会を設置する国内グループ企業では、取締役会を定期的に開催し、また、必要に応じて当社と同様に経営会議を設置し、所定の基準に従い、業務執行に関する重要事項の審議および決議を行う。
 - 2) 取締役会を設置しない国内グループ企業では、グループ企業各社の取締役社長、他の経営幹部およびグループ企業監査役ならびに各グループ企業の担当執行役員または取りまとめ部門等の使用人から構成される経営会議を定期的に開催し、所定の基準に従い、業務執行に関する重要事項の審議および決議を行う。

- 3) 海外グループ企業では、取締役会を定期的に開催し、所定の基準に従い、業務執行に関する重要事項の審議および決議を行う。
- 4) ライフサイエンス事業を行うグループ企業については、市場および主要な事業拠点の立地を考慮し、それらをグローバルに統括する北米統括会社を設立し、ライフサイエンス事業に関する意思決定の迅速化とともに、当該グループ企業に対する内部統制の拡充・強化を図る。当該グループ企業の意思決定に関して当社社長が有する権限（経営会議の審議を経て意思決定を行う権限）を、北米統括会社の経営会議の審議を経ることを条件として、北米統括会社のCEOに委譲する。
- ③ 当社グループの事業運営については、将来の事業環境変化を踏まえ中期経営計画を策定し、その実行計画として各年度予算を策定して全社的な目標を設定する。当社グループの各社・各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ④ 変化の激しい経営環境に俊敏に対応するため当社グループの取締役の任期を1年としている。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 上記に述べた取締役会、経営会議、経営課題会議、役員会議その他の重要な会議での審議、報告や予算管理等を通じて、当社グループの事業の推進に伴うリスクを継続的に監視する。
- ② 上記①項以外の重大リスクについては、経営企画担当執行役員を委員長とするリスク管理委員会が、顕在化した、または潜在的な危機に応じた対応方針を策定するとともに、関連する各委員会（企業倫理委員会、レスポンシブル・ケア推進委員会）または担当各部門のリスクマネジメント計画の立案・実行を支援し、当社グループのリスク管理の推進を行う。
- ③ 当社グループの危機発生時の対策としては、「危機管理マニュアル」に基づき、緊急度に応じて当社社長を本部長とする「緊急対策本部」（事故・災害時は「災害対策本部」）が統括して危機管理にあたることとする。

(5) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および「文書情報管理規程」に基づき、株主総会、取締役会、経営会議および経営課題会議の各議事録、決裁書その他取締役および執行役員の職務の執行に係る文書および電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役および監査役がこれを開覧できる体制を整備する。

(6) グループ企業の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 各グループ企業の担当執行役員は、担当するグループ企業の営業成績、財務状況を含む業務執行状況を、当社の経営会議および取締役会に定期的に報告する。
- ② グループ企業の監査役は、当社の監査役および内部監査部門に監査実施状況を定期的に報告する。
- ③ 北米統括会社の内部監査部門が、傘下のライフサイエンス事業を行うグループ企業の監査を行い、その結果を当社CEOまたは社長および当社内部監査部門に報告する。

(7) 監査役の監査に関する事項

- ① 職務を補助すべき使用人および当該使用人の独立性に関する事項
監査役を補助する使用人として専任の監査役付1名を置き、監査役の監査の補助にあたらせる。監査役付の人事については、監査役会への事前の相談と了解を得るものとする。また、監査役付の人事評価は監査役が行う。
- ② 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役付は、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ③ 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、グループ企業の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 監査役は、取締役会、経営会議、および役員会議に出席し、また、主要な決裁書を、決裁後監査役に回覧することにより、当社グループの重要な業務執行の決定等につき監査役がその内容を確認できる体制をとる。
 - 2) 監査役が指定する、総務部門、法務部門、CSR部門等の管理部門は、定期的に、また監査役が求めるときは随時、当社グループにおけるコンプライアンス、リスク管理等の内部統制システムの構築・運用状況を監査役に報告する。
 - 3) 内部監査部門は、当社グループの内部監査結果に関し、定期的に、また監査役が求めるときは随時、監査役に報告を行う。
 - 4) 当社グループの取締役および使用人は、当社またはグループ企業に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、法令もしくは定款に違反する重大な事実、あらかじめ監査役と協議して定めた報告事項等について、迅速かつ適切に監査役に報告する。
 - 5) 当社グループの取締役および使用人は、監査役から業務に関する報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループでは、監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 監査費用の前払または償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務遂行に関連して発生する費用は、当該費用が監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社が負担する。
- ⑥ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役と内部監査部門、会計監査人、およびグループ企業監査役との連携、情報交換を適宜行う。

(8) 当社の上場子会社グループの内部統制システム構築の方針

当社の上場子会社グループ（当社の上場子会社を会社法上の親会社とする企業集団をいう。）の内部統制システム構築の方針については以下の通りとする。

- ① 上場子会社グループとしての独立性を尊重するため、上記（3）「当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に記載の事項については上場子会社グループには適用せず、上場子会社グループの内部統制システム構築の方針を尊重する。
- ② ただし、上場子会社グループを含む当社グループ全体としての業務の適正を確保するため、以下の対応を行う。
 - 1) 上場子会社グループの重要な意思決定は上場子会社の取締役会または経営会議等の決定機関にて行い、当社の取締役会または経営会議等の決定機関による事前承認は不要とする。
 - 2) 上場子会社は、その取締役会および経営会議の議事録を添付資料とともに当社の各グループ企業担当執行役員および監査役に送付する。
 - 3) 当社の各グループ企業担当執行役員は、当該議事録を閲覧し所定の基準に従いその内容を当社取締役会および経営会議に報告する。これにより、当社は、その取締役会および経営会議において上場子会社グループの業務の適正が確保されていることを確認する。
 - 4) 「JSRグループ経営推進要綱」に基づき、当社の各グループ企業担当執行役員が、上場子会社グループの経営についての監督および助言を行い、安全統括部門、環境推進部門、経理部門、財務部門、総務部門、法務部門、CSR部門等の当社の管理部門が上場子会社への支援体制をとる。
 - 5) 当社の内部監査部門は、上場子会社グループの、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制の実効性、および業務の適正を確保するための内部統制システムの実効性につき監査する。
 - 6) 当社監査役は、上記 2) 記載の議事録を閲覧し、取締役会および経営会議において上記 3) による報告を聴取し、上場子会社グループにおいて業務の適正が確保されていることを確認する。
 - 7) 今後、上場子会社グループの独立性を尊重しつつ、当社グループとしての統一性と実効性のある内部統制システムの構築に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社およびグループ企業では、上記方針に基づき、内部統制システム体制の整備とその適切な運用を行っております。当期において当社グループで実施した内部統制上重要と思われる主要な取組みの概要は以下の通りです。

(1) コンプライアンスに関する取組み

① 企業倫理に関する取組み

企業倫理要綱を、従来の日本語、英語、韓国語、中国語、タイ語に加えインドネシア語で発行し、定期的な階層別の研修、企業倫理 e-Learningの実施により周知化を図っております。また、国内外の当社グループ企業を対象として、法令、企業倫理要綱の遵守状況、企業倫理活動の推進状況の確認のためアンケート形式で企業倫理意識調査を毎年実施しております。調査結果を、役員会議に報告するとともに当社各事業所、グループ企業各社にフィードバックし、当社グループ全体および各社の翌年の企業倫理推進活動に反映させております。グローバルな法令遵守体制の確立のため、国内外の当社グループを対象として法令遵守規程を制定し、毎年、各社の法令遵守状況を確認して、改善を図っております。

② ホットライン通報窓口

当社グループでは、内部通報制度として「企業倫理ホットライン」を導入しております。当社やグループ企業各社の企業倫理委員会を窓口とする「社内ホットライン」、社外の弁護士や専門機関を窓口とする「社外ホットライン」を設置しております。なかでも、社外の専門機関を窓口とする社外ホットラインでは、日本語、英語、韓国語、中国語、タイ語での対応が可能で、海外の事業所も利用しやすい体制を構築しております。また、コーポレートガバナンス・コードで内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置を行うべきとしている点を踏まえ、2017年10月末から、社外ホットライン窓口から通報があった場合に、事務局宛てに送られるのと同時に、常勤監査役にも同報されるようにしております。2019年度の通報実績は10件でした。通報に対しては調査を行い、その結果の概要を企業倫理委員会、CSR会議、内部監査部門、監査役、CEO、社長に定期的に報告するとともに通報者にフィードバックしております。2019年度にサプライヤーホットラインへの通報実績はありませんでした。

(2) リスク管理に関する取組み

① 重要リスクの特定および管理

当社グループでは、当社のリスク管理委員会が、その影響度と発生頻度に応じ重要リスク（事業リスク以外のリスク）を指定し、主管部門を定めて当該リスク低減のための活動を推進しております。また、BCM（事業継続マネジメント）として、事業活動の中断による当社グループの事業へのインパクトを最小限化するための体制を整備し、定期的に運用を見直しております。2019年度には、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年1月下旬より社長をトップとする新型コロナウイルス対策会議を設置し、当初は中国における情報収集や現地法人の対応決定、支援活動を実施致しました。日本、そして世界中への感染拡大が明らかになり、2月中旬にBCP（事業継続計画）会議体へ移行致しました。当社グループは世界の基幹産業を支える素材産業として、日本、アジアおよび欧米の当社グループの主要製造・研究・開発拠点の稼働を維持するための行動規範の制定、保護具の供給および着用の徹底、外部訪問者の遮断、全世界の従業員との情報共有、各拠点での在宅勤務環境の整備などの施策を2月中旬に完了させました。BCP会議体の内容は、社外取締役および監査役との共有も図っております。

世界各拠点の文化の違いや独自性を尊重しつつ、BCP会議体でのスピーディな情報の一元管理を行い適切なアクションに繋げることで、危機管理および事業継続に努めています。

② 危機管理訓練

当社グループでは、各事業所で大規模地震等による被災や事故を想定した危機管理訓練を定期的に実施し、危機に際しての影響の最小化、事業継続に向けた対応能力の向上に努めております。2019年度は各事業所の災害対策本部メンバーを対象に、工場地区で大地震が発生したことを想定した工場特化型の危機管理訓練を実施いたしました。また、各工場および研究所地区においては、それぞれの拠点での発災を想定した危機管理訓練を実施いたしました。

(3) 内部監査に関する取組み

- ① 当社の内部監査部門である経営監査室が、金融庁が定める基準に基づき当社を含め国内外のグループ企業の21社を対象として、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の評価を行い、内部統制の整備状況、運用状況が有効に機能していることを確認いたしました。
- ② 当社グループの内部統制システムが有効に機能しているかを確認するため、経営監査室が、海外グループ企業も含めた当社グループ全体の業務監査（コンプライアンス監査を含む）を実施しています。業務監査では、主要業務プロセス（購買、生産、販売、ITセキュリティ管理、等）を中心に内部統制状況を確認しております。
- ③ 経営監査室員が、国内外の主要な子会社の監査役を兼務しており、各社の経営会議に出席し、各社の取締役の職務執行状況の監督、決算監査等を実施いたしました。

(4) 監査役監査に関する取組み

監査役は、取締役会・経営会議等の重要会議への出席、工場・グループ企業への往査および管理部門への半期毎のヒアリングを実施するとともに、決裁書等の重要書類の閲覧などを行いました。また、当社およびグループ企業の監査役により構成されるグループ監査役連絡会を開催して情報共有化を行うとともに、内部監査部門である経営監査室および会計監査人と、定期的かつ必要に応じて情報交換・意見交換を行って連携を強化し、監査の実効性の向上を図りました。

(5) 業務の適正を確保するための体制の改定状況

2019年度は、2019年6月18日のCEO職新設に伴う追記などの対応を行ないました。

連結持分変動計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計		
2019年4月1日残高	百万円 23,370	百万円 18,436	百万円 351,476	百万円 △ 10,042	百万円 18,758	百万円 401,998	百万円 38,361	百万円 440,360
会計方針の変更			133			133		133
修正再表示後の残高	23,370	18,436	351,609	△ 10,042	18,758	402,131	38,361	440,493
当期利益			22,604			22,604	3,418	26,022
その他の包括利益					△ 5,118	△ 5,118	△ 768	△ 5,886
当期包括利益合計	—	—	22,604	—	△ 5,118	17,486	2,650	20,136
株式報酬取引		△ 174		292	△ 47	71		71
配当金			△ 13,054			△ 13,054	△ 1,453	△ 14,507
自己株式の変動		△ 31		△ 9,798		△ 9,829		△ 9,829
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替			7,968		△ 7,968	—		
子会社株式の売却に よる変動						—	△ 361	△ 361
子会社の増資に伴う 持分の変動						—	1,422	1,422
その他の増減額		10	△ 24			△ 13		△ 13
所有者との取引額等合計	—	△ 194	△ 5,110	△ 9,506	△ 8,014	△ 22,825	△ 392	△ 23,217
2020年3月31日残高	23,370	18,242	369,102	△ 19,547	5,626	396,793	40,619	437,412

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入で表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」といいます。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 61社

主要な会社名

(株)エラストミックス、
ELASTOMIX (THAILAND) CO., LTD.,
JSR BST Elastomer Co., Ltd.,
JSR MOL Synthetic Rubber Ltd.,
(株)イーテック、テクノUMG(株)、
日本カラリング(株)、
JSR Micro N.V.、JSR Micro, Inc.,
JSR Micro Korea Co., Ltd.,
JSR Micro Taiwan Co., Ltd.,
JSR Micro (Changshu) Co., Ltd.,
(株)医学生物学研究所、KBI Biopharma, Inc.,
Selexis SA、Crown Bioscience International,
JMエナジー(株)、JSRトレーディング(株)

② 主要な連結子会社の増減

主要な連結子会社の重要な増減はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した会社の数 14社

主要な会社名

日本ブチル(株)、錦湖ポリケム(株)、
ジェイエスアール フレイトン エラストマー(株)

② 主要な持分法適用会社の増減

主要な持分法適用会社の重要な増減はありません。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

I 金融商品

(i) 金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、契約の当事者となった時点で金融資産を認識しております。ただし、通常の方法で売買される金融資産は取引日に認識しております。金融資産は事後に償却原価で測定される金融資産又は公正価値で測定される金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産は公正価値で当初測定しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び償却原価で測定される金融資産は、取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算した金額で当初測定しております。なお、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

1) 償却原価で測定される金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されること、また契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じるという要件がともに満たされる場合にのみ、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

2) 公正価値で測定される金融資産

上記の2つの条件のいずれかが満たされない場合は、公正価値で測定される金融資産に分類されます。

その内、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じ、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産として分類しております。

また当社グループは、一部の資本性金融資産については、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定さ

れる資本性金融資産に分類しております。

なお上記以外のデリバティブ資産等の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産は、それぞれの分類に応じて以下のとおり事後測定しております。

1) 償却原価で測定される金融資産

実効金利法による償却原価に基づき測定しております。

2) 公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しております。

公正価値の変動額は、金融資産の分類に応じて純損益又はその他の包括利益で認識しております。なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定された資本性金融商品から生じる受取配当金については純損益で認識し、公正価値が著しく下落した場合又は処分を行った場合は、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額を利益剰余金に振り替えております。

(c) 認識の中止

金融資産は、投資からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅したとき又は当該投資のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転し、当社グループが所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転したときに認識を中止します。

(ii) 金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、契約の当事者となった時点で金融負債を認識しております。金融負債は、公正価値から取得に直接起因する取引コストを減額した金額で当初測定しております。

(b) 事後測定

金融負債は、実効金利法による償却原価に基づき事後測定しております。

(c) 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が免責、取消し又は失効した場合に認識を中止しております。

(iii) 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合にのみ相殺しております。

II 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について期末日に予想信用損失を見積っております。

当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヵ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。ただし、営業債権については、常に全期間の予想信用損失で損失評価引当金を測定しております。当初認識時点から信用リスクの著しい増加があった場合には、全期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化に基づいて判断しており、デフォルトリスクに変化があるか否かの判断にあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付
- ・内部信用格付
- ・借手の経営成績
- ・借手の親会社等からの金融支援

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値をそれぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均で測定しております。いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申し立てる場合など、債務不履行（デフォルト）と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っております。

なお、当社グループは、償却原価で測定する金融資産に対する損失評価引当金は、資産の帳簿価額の総額から控除し、損失は純損益で認識します。また、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、当該金額を金融資産の帳簿価額から

直接償却しております。

Ⅲ デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブはデリバティブ契約を締結した日の公正価値で当初認識を行い、当初認識後は期末日ごとに公正価値で再測定を行っております。再測定の結果生じる利得又は損失の認識方法は、デリバティブがヘッジ手段として指定されているかどうか、また、ヘッジ手段として指定された場合にはヘッジ対象の性質によって決まります。

当社グループは一部のデリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジ（認識されている資産もしくは負債に関連する特定のリスク又は可能性の非常に高い予定取引のヘッジ）のヘッジ手段として指定を行っており、一部の外貨建借入金について在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定を行っております。

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係並びにこれらのヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、当社グループはヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるかどうかについての評価も文書化しております。

ヘッジの有効性は継続的に評価しており、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること、信用リスクの影響が経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと、並びにヘッジ関係のヘッジ比率が実際にヘッジしているヘッジ対象及びヘッジ手段の数量から生じる比率と同じであることのすべてを満たす場合に有効と判定しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定され、かつ、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動のうち有効部分は、その他の包括利益で認識しております。非有効部分に関する利得又は損失は、直ちに純損益として認識しております。その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額は、ヘッジ対象から生じるキャッシュ・フローが純損益に影響を与える期に純損益に振り替えております。

ヘッジ手段の失効又は売却等によりヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合には、将来に向かってヘッジ会計の適用を中止しております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローがまだ発生すると見込まれる場合は、その他の包括利益に認識されている利得又は損失の累計

額を引き続きその他の資本の構成要素として認識しております。予定取引の発生がもはや見込まれなくなった場合等は、その他の包括利益に認識していた利得又は損失の累計額を直ちに純損益に振り替えております。

在外営業活動体に対する純投資の為替変動リスクをヘッジする目的で保有する一部の外貨建借入金は、在外営業活動体に対する純投資のヘッジとして為替変動額をヘッジ効果が認められる範囲内でその他の包括利益として認識しております。ヘッジ手段に係る為替変動額のうち、ヘッジの非有効部分及びヘッジ有効性評価の対象外の部分については純損益として認識しております。

純投資ヘッジにより、その他の包括利益として認識した利得または損失の累積額は、在外営業活動体の処分時に純損益に振替えております。

Ⅳ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。取得原価は総平均法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、棚卸資産の見積販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売コストを控除した金額です。当社が製造した棚卸資産及び仕掛品については、通常操業度に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めています。

Ⅴ 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額にて表示しております。取得原価には、資産の取得に直接要したコスト、資産除去及び原状回復コストの見積金額の現在価値を含めております。また、一定の要件を満たした場合、資産の取得や建設などに直接起因した借入コストを当該資産の取得原価の一部として認識しております。

減価償却費は、資産の残存価額控除後の取得原価を償却するために、定額法により見積耐用年数にわたって認識しております。見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、報告期間の末日に見直し、見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しております。

主な見積耐用年数は次のとおりです。

・建物及び構築物	10－50年
・機械装置及び運搬具	5－25年
・工具、器具及び備品	3－10年

Ⅵ 無形資産

(a) 研究開発費

研究関連支出については、発生時に費用認識しております。開発関連支出については、信頼性をもって測定することができ、かつ製品又は工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ資産計上しております。それ以外の支出は発生時に費用認識しております。

(b) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「Ⅶ企業結合」に記載しております。

のれんの償却は行わず、毎期減損テストを実施しております。減損については「Ⅷ非金融資産の減損」に記載しております。のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っておりません。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(c) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

当初認識後、企業結合で取得した無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しており、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

(d) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産には、ソフトウェア等が含まれております。個別に取得した無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しており、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

主な見積耐用年数は次のとおりです。

・ソフトウェア 5年

Ⅶ 企業結合

当社グループは、取得法により企業結合の会計処理をしております。取得法に基づき、取得日の公正価値で測定された支払対価と被取得企業に対する非支配持分の金額の合計を取得原価としております。

非支配持分は、被取得企業の識別可能資産及び負債の公正価値に対する持分割合相当額で測定しております。仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用及びその他の専門家報酬、コンサルティング料等の企業結合に関連して発生した取得関連コストは、発生時に費用として処理しております。

企業結合の当初の会計処理が企業結合が生じた決算日までに完了していない場合、当該完了していない項目については最善の見積りに基づく暫定的な金額で測定しております。取得日から1年以内の測定期間に入手した新たな情報が、取得日時時点で認識された金額の測定に影響を及ぼすものである場合には、取得日時時点で認識した暫定的な金額を適宜的に修正しております。

支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分及び取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額をのれんとして認識しております。

一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、生じた利得を純損益として認識しております。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として処理し、当該取引からののれんは認識しておりません。

Ⅷ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産は、事象あるいは状況の変化により、その帳簿価額が回収できない可能性を示す兆候を各報告期間の末日に評価し、兆候がある場合に減損の有無について検討しております。

資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額については減損損失を認識しております。

回収可能価額とは、資産の売却コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額であります。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損を検討するための資産は、他の資産からのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する個別資産又は最小の資産グループ（資金生成単位）にグループ分けされます。

のれんは、減損の兆候がある場合、または、減損の兆候がない場合は毎期同じ時期に減損テストを実施し、取

得原価から減損損失累計額を控除した額が帳簿価額となります。

のれんを除く過去に減損を認識した有形固定資産及び無形資産については、各報告期間の末日において減損が戻入れとなる可能性について評価を行っております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産（使用権資産を除く）
定額法によっております。

(ii) 無形資産（使用権資産を除く）
定額法によっております。

(iii) 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の振り戻しは金融費用として認識しております。

④ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

(i) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円で表示しております。当社グループの在外営業活動体においては、主として現地通貨を機能通貨としておりますが、その企業の活動する経済環境が主に現地通貨以外である場合には、現地通貨以外を機能通貨としております。

(ii) 外貨建取引

外貨建取引、すなわち各企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レート又は為替レートが著しく変動していない場合には平均レートにより、機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、

期末日の為替レートにより機能通貨に換算し、換算差額は、原則として、純損益として認識しております。

(iii) 在外営業活動体

日本円以外を機能通貨としている在外営業活動体については、資産及び負債（取得により生じたのれんと公正価値の修正を含む）は期末日の為替レート、収益及び費用は、為替レートが著しく変動していない場合には、期中平均為替レートをを用いて日本円に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素に含めて計上しております。

⑤ 収益の計上基準

IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

顧客に対する製商品の販売契約については、顧客への製商品を引き渡した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、役務の提供については、当社グループが顧客との契約における履行義務の充足に従い、主に一定期間にわたり収益を認識しております。

⑥ 消費税等の会計処理の方法

顧客から預かり、税務当局に納付される消費税は、連結損益計算書上で売上収益、売上原価及び費用から除外しております。

⑦ 従業員給付

(i) 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債とし

て認識しております。

(ii) 長期従業員給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として、確定拠出制度と確定給付型制度を採用しております。

確定給付型制度に関連して認識される負債（資産）は、報告期間の末日現在の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額となっております。確定給付債務は、独立した数理人が予測単位積増方式を用いて毎期算定しております。計算の結果、当社グループに資産が生じる可能性がある場合、制度からの将来の現金の返還又は制度への将来掛金の減額の形で享受可能な経済的便益の現在価値を限度として資産を認識しております。経済的便益の現在価値の算定に際しては、該当する最低積立要件を考慮しております。確定給付債務の現在価値は、債務の支払見込期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建の優良社債の利率を用いて、見積将来キャッシュ・アウトフローを割り引くことで算定しております。

確定給付負債（資産）の純額の再測定による増減は、発生した期間に、その他の包括利益に計上した上で即時に利益剰余金に振り替えております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に、費用として認識しております。

⑧ 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく、主に売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産又は処分グループは、売却目的保有に分類しております。

売却目的保有へ分類するためには、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高いことを条件としており、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約し、原則として1年以内に売却が完了する予定である場合に限っております。売却目的保有に分類した後は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、減価償却又は償却を行っておりません。

非継続事業には、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、グループのひとつの事業もしくは地域を構成し、そのひとつの事業もしくは地

域の処分の計画がある場合に認識しております。

⑨ リース

当社グループは、契約の開始時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。但し、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、短期リース又は少額資産のリースを除き、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しております。短期リース及び少額資産のリースに係るリース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得価額には、リース負債の当初測定のコスト、開始日以前に支払ったリース料、当初直接コストを含めております。使用権資産は、リース期間にわたり、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しております。リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース債務の返済額とに配分しております。金融費用は連結損益計算書で認識しております。

(5) 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より、以下の基準を適用しております。

IFRS	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース
	リース契約に関する会計処理を改訂

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、比較情報の修正再表示は行わず、本基準の適用による累積的影響を適用開始日の利益剰余金期首残高として認識する方法(修正遡及アプローチ)を採用しております。

当社グループは、契約の締結時に、特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでい

ると判定しております。但し、当社グループはリース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識しております。リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値として測定を行っております。使用権資産については、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。使用権資産は、リース期間にわたり規則的に、減価償却を行っております。リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるように、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しております。金融費用は連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。なお、リース期間が12ヶ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

IFRS第16号への移行により、適用開始日現在の連結財政状態計算書において、使用権資産13,810百万円を「有形固定資産」に、リース負債13,678百万円を流動負債及び非流動負債の「その他の金融負債」に追加的に認識しております。IFRS第16号適用開始日に認識したリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均は3.0%です。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	流動資産	7百万円
	非流動資産	14,040百万円
	合計	14,047百万円

担保に係る債務	借入金（流動負債）	29百万円
	その他の流動負債	2百万円
	借入金（非流動負債）	2百万円
	合計	33百万円

(2) 資産から直接控除した損失評価引当金	
流動資産	788百万円
非流動資産	177百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）	458,942百万円
--------------------------------	------------

(4) 保証債務残高	
シミックJSRバイオロジックス株式会社	2,770百万円
ELASTOMIX MEXICO S.A. de C.V.	370百万円
計	3,140百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	226,126,145株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年 6月18日 定時株主総会	普通株式	6,613	30	2019年 3月31日	2019年 6月19日
2019年 10月28日 取締役会	普通株式	6,441	30	2019年 9月30日	2019年 11月27日
計		13,054	60		

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後になるもの

2020年6月17日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	6,441	利益剰余金	30	2020年 3月31日	2020年 6月18日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び 数	
--------------------------------------	--

普通株式	229,100株
------	----------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経済環境及び企業の実態に応じた適切な資本・負債構成を意識し、運転資金、設備投資資金、投融資資金等の必要資金を調達しております。

営業債権及びその他の債権の信用リスクは、債権管理規程に基づく与信管理により軽減を図っております。

外貨建債権債務に係る為替変動リスクは、先物為替予約及び通貨スワップ取引等の利用により軽減を図っております。また、一部の借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を利用し、金利変動リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引については、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

借入金等による資金調達に係る流動性リスクは、適切な手元流動性を維持、確保することにより軽減を図っております。

保有株式に係る株価変動リスクは、定期的な市場価格及び発行体の財務状況等の把握により軽減を図っております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当期の連結決算日における金融商品の帳簿価額と公正価値の間に重要な差額はありません。

5. 一株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社の所有者に帰属する持分	1,848円01銭
基本的1株当たり当期利益	104円38銭

当社グループの連結計算書類は、百万円未満を四捨五入しております。

株主資本等変動計算書（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
						特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	23,370	25,230	20	25,250	3,710	3	3,800	42,431	210,988	260,933
当期変動額										
剰余金の配当									△ 13,054	△ 13,054
当期純利益									22,912	22,912
特別償却準備金の取崩						△ 3			3	—
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 146		146	—
固定資産圧縮積立金の積立							58		△ 58	—
自己株式の取得										—
自己株式の処分			△ 31	△ 31						—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			10	10					△ 10	△ 10
当期変動額合計	—	—	△ 20	△ 20	—	△ 3	△ 88	—	9,938	9,848
当期末残高	23,370	25,230	—	25,230	3,710	—	3,712	42,431	220,927	270,781

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	△ 10,042	299,512	17,890	669	318,071
当期変動額					
剰余金の配当		△ 13,054			△ 13,054
当期純利益		22,912			22,912
特別償却準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△ 10,002	△ 10,002			△ 10,002
自己株式の処分	497	466			466
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	△ 9,348	△ 174	△ 9,522
当期変動額合計	△ 9,506	322	△ 9,348	△ 174	△ 9,200
当期末残高	△ 19,547	299,833	8,542	495	308,871

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入で表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（使用権資産を除く。）

定額法によっております。

② 無形固定資産（使用権資産を除く。）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は発生期の翌期に一括して費用処理しております。

④ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

⑤ 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と見込まれる額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	有形固定資産	5,397百万円
上記に対する債務	長期借入金（銀行取引に伴う債務）	1百万円

(2) 資産から直接控除した引当金

① 貸倒引当金

流動資産	短期貸付金（純額）	90百万円
	売掛金（純額）	1百万円
投資その他の資産	関係会社長期貸付金（純額）	426百万円
	その他	37百万円

② 投資損失引当金

投資その他の資産	関係会社株式	310百万円
----------	--------	--------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

306,814百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示したものを含む）

短期金銭債権	28,522百万円
長期金銭債権	14,831百万円
短期金銭債務	27,802百万円

(5) 輸出為替手形割引高

162百万円

(6) 保証債務残高

JSR MOL Synthetic Rubber Ltd.	11,813百万円
JSR BST Elastomer Co., Ltd.	10,870百万円
KBI Biopharma, Inc.	7,618百万円
JSR Micro, Inc.	7,183百万円
シミックJSRバイオロジックス株式会社	2,770百万円
Crown Bioscience International	1,415百万円
Selexis SA	849百万円
JSR Micro (Changshu) Co., Ltd.	494百万円

計 43,012百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	89,533百万円
仕入高	42,231百万円
その他の営業取引	19,167百万円
営業取引以外の取引による取引高	5,609百万円

固定資産の減損損失

(1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

区分	内容	種類	場所
事業用資産	エラストマー製品製造設備	機械装置等	千葉県市原市

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当事業年度において、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（1,454百万円）を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	66百万円
構築物	20百万円
機械及び装置	1,354百万円
工具、器具及び備品	10百万円
ソフトウェア	3百万円
合計	1,454百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分をもとに資産のグルーピングを行っております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,412,308株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金等であり
ます。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	JSRトレーディング(株)	100	なし	当社製品の販売	製品の販売（注1）	28,020	売掛金	4,219
子会社	JSRエンジニアリング(株)	100	なし	設備の購入	設備の購入（注2）	7,742	未払金	3,704
子会社	JMエナジー(株)	100	なし	資金の貸付	債権放棄（注3）	10,729	—	—
子会社	JSR Micro, Inc.	100	なし	債務の保証	債務の保証	7,183	—	—
子会社	KBI Biopharma, Inc.	90	なし	債務の保証	債務の保証	7,618	—	—
子会社	(株)エラストミックス	98.5	なし	資金の預り	資金の預り（注4）	108	関係会社預り金	5,200
子会社	JSR BST Elastomer Co., Ltd.	51	なし	債務の保証	債務の保証	10,870	—	—
子会社	JSR MOL Synthetic Rubber Ltd.	51	なし	債務の保証	債務の保証	11,813	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）製品の販売については、総原価及び市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。

（注2）設備の購入については、総原価及び市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。

（注3）債権の放棄については、JMエナジー（株）の売却契約締結に伴い、行ったものです。

（注4）預り金金利については、市場の金利を勘案して交渉の上、決定しております。

（注5）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 一株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,436円22銭

1 株当たり当期純利益 105円81銭

